



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

青色申告承認取消処分は違法——全部取消し！

～残高の記載のない現金出納帳～

青色申告者の帳簿の記載事項のうち、現金出納等に関する事項は、日々の残高を記載しなければならないとされていますが、納税者は大蔵省令の規定に従って記載した現金出納帳を備えており、所得税法150条1項1号の取消事由に該当しないと認められるから、原処分庁が行った青色申告承認取消処分は違法な処分であるとして取り消された非公開裁決をご紹介します（平成14年11月29日裁決・F0-1-174）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

原処分庁が、看板業を営む請求人に対して行った、青色申告承認取消処分、所得税の更正処分、重加算税等の賦課決定処分について、請求人がその取消しを求めた事案です。

2. 原処分庁の主張

請求人が調査で提示した帳簿書類には次の事実があり、請求人は、事業所得の金額に係る一切の取引を記録しているとは認められず、青色申告に係る帳簿書類の記録が所得税法第148条第1項に定めるところに従って行われていないことになる。したがって、この事実は所得税法第150条第1項第1号に掲げる青色申告の承認の取消事由に該当するとして行われた本件青色申告承認取消処分は正当である。

- ① 日々記帳される現金出納帳には、売上に関する記帳のみで、支払に関する記帳及び現金残高の記帳がない。
- ② 総勘定元帳の現金出納帳には、架空の現金売上が毎月計上されている。
- ③ 総勘定元帳の現金出納帳は、②の架空に計上された現金売上の金額を除いて計算すると、現金残高が赤字となる日が多数ある。
- ④ 生活費の出金が総勘定元帳の現金勘定に記載されていない。

3. 審判所の判断

以下のとおり、青色申告承認取消処分は、法令の要件を欠き違法であるから、取り消すべきである。

- ① 本件会計帳簿の右側のページには、現金出納帳、振替仕訳などの欄があり、左側のページには、領収書添付欄が設けられていて、請求人は、この現金出納帳には、現金残高の記載をしていないが、総勘定元帳の現金勘定には、請求人の日々の現金売上及び現金による支払について、それぞれ必要な事項が記載されており、生活費の出金については、総勘定元帳の現金勘定に、相手科目を店主貸とした現金の出金の記載がある。そうすると、請求人は、大蔵省令の定めるところにより記載した現金出納帳を備えているのであるから、所得税法第150条第1項第1号に該当する事実があるとは認められず、原処分庁が、本件現金出納帳のみをもって現金出納帳の記載に不備があると判断したことは、早計と言わざるを得ない。
 - ② なお、そのように理解すると、現金出納帳なるものが二つあることになるが、本件現金出納帳の様式や記載の状態及び本件会計帳簿の使用状況からみると、本件現金出納帳は、コンピューター入力前の入金や出金を記録整理するための帳簿（伝票綴り）であるとの可能性も否定できない。
 - ③ 青色申告承認取消通知書には、取消しの基因となった具体的事実をも摘示することを要し、取消しの理由は、通知書の記載自体において明らかにされていなければならないと解すべきである。これを本件についてみると、「取消しの基因となった事実」として、総勘定元帳の現金勘定には、架空の現金売上が毎月計上されている旨、その現金売上を除いて計算すると現金残高が赤字になる日が多数ある旨記載してあるが、そのような事実があったとしても、架空売上の認定根拠、計上年月日及び金額並びに現金残高が赤字となる年月日とその金額について具体的に記載がなく、取消しの基因となった具体的事実を摘示したものとはいえない。……………（税法データベース編集室 大高由美子）
- ◇ 以上の判例について詳細（全文・A4版9枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますので下記あてご一報ください。